

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	1-8	39	い	山林	0.39	ヒノキ	62					
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.10	ヒノキ	68					
3	同上	1-9	同上	同上	同上	0.05	ヒノキ	98					
4	同上	同上	同上	同上	同上	0.12	ヒノキ	49					
5	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	44					
6									以下余白				
7													
8													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	2-6	39	い	山林	0.23	スギ	65					
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.30	スギ	66					
3	同上	3	同上	同上	同上	0.24	スギ	65					
4	同上	同上	同上	同上	同上	0.74	スギ	57					
5	同上	同上	同上	同上	同上	0.03	ヒノキ	36					
6	同上	同上	同上	同上	同上	0.07	ヒノキ	36					
7									以下余白				
8													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業者) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業者) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業者) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業者) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	5-1	39	ろ	山林	0.05	スギ	66					
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.05	ヒノキ	66					
3	同上	6-9	同上	同上	同上	0.12	スギ	68					
4	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	68					
5									以下余白				
6													
7													
8													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

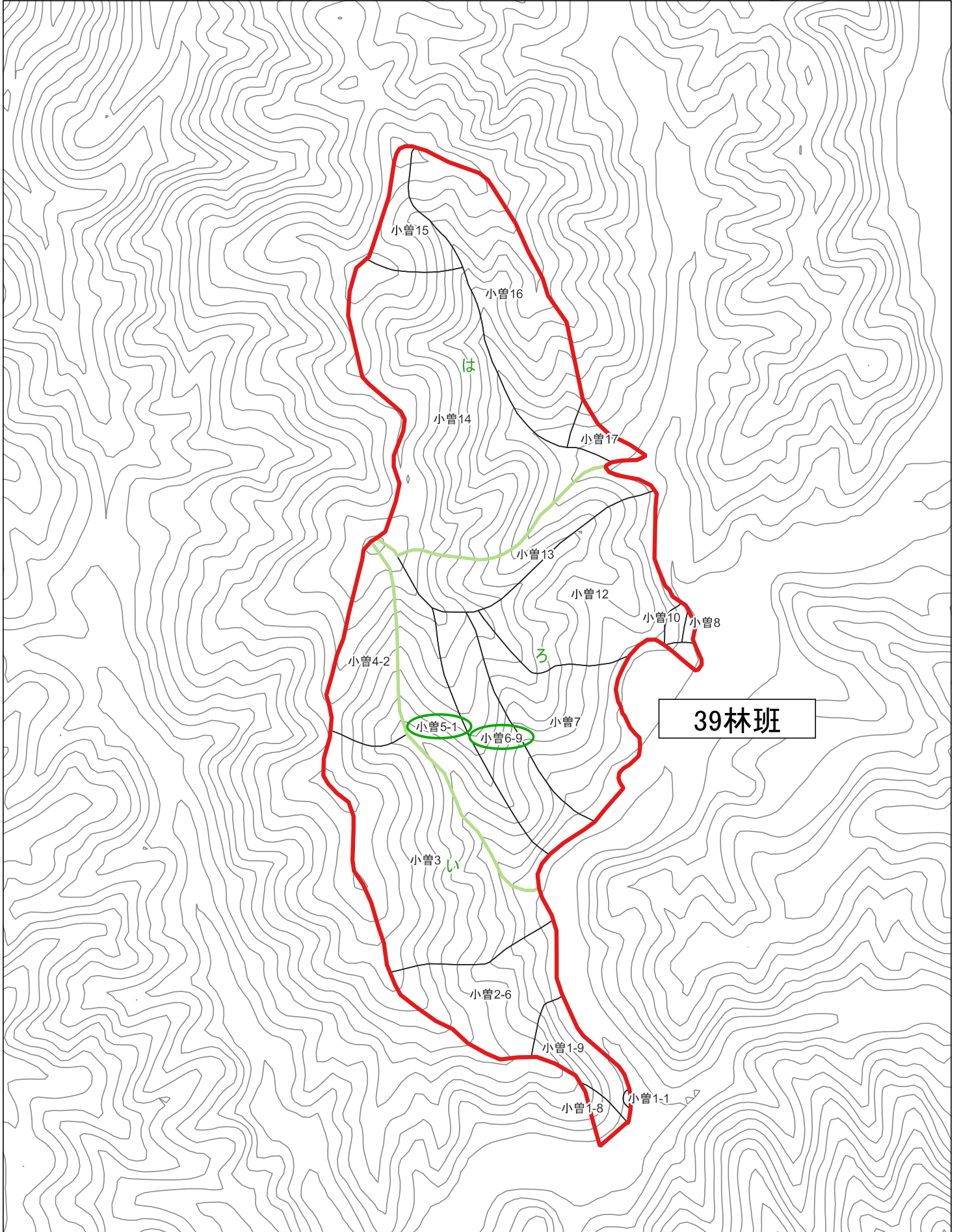
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	8	39	ろ	山林	0.01	スギ	60					
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.01	ヒノキ	50					
3									以下余白				
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	10	39	ろ	山林	0.05	ヒノキ	60					
2									以下余白				
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	亀岡市東別院町小泉小曾	12	39	ろ	山林	0.07	スギ	36					
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.43	ヒノキ	36					
3	同上	13	同上	は	同上	0.72	ヒノキ	45					
4	同上	同上	同上	同上	同上	0.16	ヒノキ	47					
5	同上	16	同上	同上	同上	0.15	ヒノキ	108					
6	同上	同上	同上	同上	同上	0.30	ヒノキ	56					
7	同上	同上	同上	同上	同上	0.88	ヒノキ	66					
8									以下余白				

この計画に同意し、下記の事項について確認しました。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上) 亀岡市長 桂川 孝裕

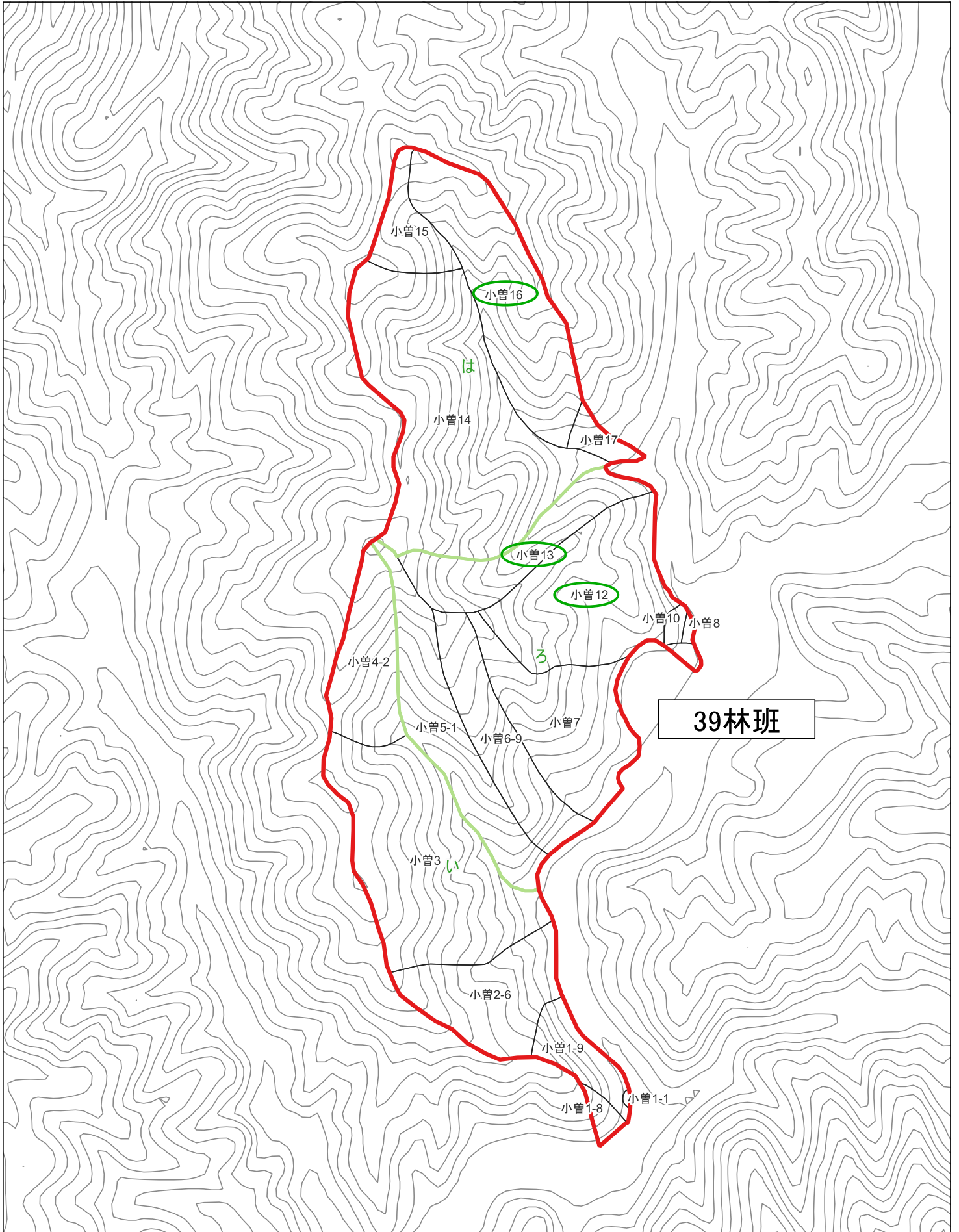
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、乙 (亀岡市) が選定した林業経営者 (林業事業体) に経営管理実施権が設定され、林業経営者 (林業事業体) が経営管理を実施する可能性があること。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者 (林業事業体) から金銭が支払われること。
- (3) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (4) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、亀岡市は責任を負わないこと。
- (5) 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、乙 (亀岡市) 及び林業経営者 (林業事業体) の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (6) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙 (亀岡市) にその旨を通知しなければならないこと。
- (7) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

亀岡市東別院町小泉地区集積計画添付図面
39 Koizumi Kameoka



森林計画図
この図面は森林法に基づき京都府が森林行政の参考とするために作成された森林計画図及び公図を
参考に作成したものであり、地番及び境界については証明の根拠にはなりません。